

日本医療福祉政策学会規約

第1条 本会は、日本医療福祉政策学会と称する。

2. 本会の英文名を、“Japan Society for Health and Welfare Policy”とする。

第2条 本会は、研究者相互の交流の促進、学術成果の普及、共同研究の促進、関連する情報の共有等を通じて、医療・福祉政策に関わる学術研究の発展を促すことを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う。

1. 研究大会ならびに研究例会等の学術的会合の開催
2. 学術誌ならびに学術図書類の刊行
3. 医療・福祉政策研究に関わる基盤的知識の共有に向けた事業
4. 国内外における関連分野の学会等との交流・協力
5. 医療・福祉政策に関わる教育・人材育成・社会連携などの事業
6. その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会の趣旨に賛成し、その目的の達成に協力しようとする個人・団体は、所定の手続きを経て会員となることができる。

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

1. 普通会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する個人。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する個人、法人または団体。
3. 学生会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する大学の学部ないし大学院において医療・福祉政策に関連する課程を履修している者。
4. 名誉会員 医療・福祉政策に関わる学術研究ならびに本会に対して貢献した会員の中から役員会が推薦し、総会の承認を得た者。

2. 総会における議決は、普通会員、学生会員、名誉会員によって行う。

第6条 本会の会員は、別途総会にて定める細則により、毎年会費を納めなければならない。

1. 2年以上会費を滞納した者は、原則として資格喪失退会とする。

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、除名することができる。幹事会が除名の提案を行う場合には、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または細則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第8条 本会の重要事項を審議する最高機関として、総会をおく。総会は、議決権をもつ会員によって構成する。総会は毎年1回、会長の召集によって開催される。

第9条 本会運営のため、以下の役員をおき、会務を分担執行する。

会長	1名
副会長	2名
幹事	若干名
監査	2名

第10条 役員は総会において選出される。

1. 役員の任期は2年とする。なお、再任はこれを妨げない。
2. 役員は、本会の普通会員、学生会員より選出する。

第11条 会長は本会を代表し、統括する。副会長はこれを補佐する。

1. 会長は毎年1回の通常総会および必要に応じて臨時総会を召集する。
2. 会長は事務局を組織するものとする。

第12条 会長、副会長、幹事は、幹事会を組織し、会務を執行する。

1. 本会の運営に関わる事項を審議する機関として、幹事会をおく。
2. 幹事会は、会長、副会長、幹事からなる。
3. 幹事会は、必要に応じて各種の委員会を設置し、委員を委嘱することができる。

第13条 監査は、本会の会計ならびに会務の執行を監査する。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。予算・決算は、単年度ごとに行う。ただし、会務を円滑にすすめるために、総会の議事を経て、次回総会開催時期にあたる年度の暫定予算を定め運用を行うことができる。

第15条 本会の事務所は、幹事会の定めるところに置く。

第16条 本規約の改正には、総会の承認を必要とする。

附則1 この規約は、2017年4月1日より施行する。

(2016年12月3日日本医療経済学会総会にて決定)

日本医療福祉政策学会学術誌規程

第1条 本会の発行する学術誌を以下のように定める。

(1) 『医療福祉政策研究』

- 1) 本学術誌の目的は、主として日本語の読者を対象として医療・福祉政策研究の成果を普及することである。
- 2) 本学術誌の、英文名称を"Journal of Health and Welfare Policy"とする。
- 3) 年に少なくとも1号を刊行し、各年1巻とする。
- 4) 使用言語は原則として日本語とする。

第2条 本会の発行する学術誌の編集に関わる方針は、幹事会が定める。

第3条 本会の発行する学術誌の編集は、編集委員会が行う。

2. 編集委員会は、編集長と編集委員からなる。編集長、編集委員は幹事会が任命する。
3. 本会の発行する学術誌の編集は、編集長が統括する。
4. 本会の発行する学術誌について、投稿、執筆要領等の編集実務に関する諸規程は、編集委員会が別途定める。

第4条 本規程の改廃は、総会によって行われる。

附則1 この規程は、2017年4月1日より施行する。

(2016年12月3日日本医療経済学会総会にて決定)

日本医療福祉政策学会会費細則

第一条 日本医療福祉政策学会の会費を、別表1のように定める。

第二条 名誉会員は、会費納入の義務を免除する。

第三条 本細則の改正には、総会の承認を必要とする。

別表1

普通会員	6,000円
学生会員	3,000円
賛助会員	一口 6,000円(1口以上)

付則1 この細則は、2016年度の会費から適用する。

付則2 会計年度変更の経過措置として、2015年度の会費は2014年度と同額とする。

【改訂履歴】

- 1998年9月13日制定(1998年度会費より適用)
- 2014年12月7日改訂(2016年度会費より適用)
- 2016年12月3日改訂(学会名称変更に伴う変更)